

豊田市デジタル化支援補助金

豊田市内の、製造業、建設業、運輸業を営む中小企業者の皆様は、生産性の向上、電子商取引やキャッシュレス決済などの、デジタル技術を導入するにあたり、その費用の一部を補助します。

交付申請受付期間
4月14日(水)～
8月31日(火)
※予算状況により変更有

対象者

市内に本社を置く中小企業者
(製造業・建設業・運輸業に限る)

対象事業

- ①生産性の向上に係る取組
 - ・デジタル化された製造設備、情報システム、人員管理システム、在庫管理システム、遠隔業務支援システム、ウェブ会議システム、ソフトウェア等の導入を行うもの
- ②非接触型サービス等の導入に係る取組
 - ・電子商取引、キャッシュレス決済等の非接触型の商取引を推進するもの

事業着手前に申請ください。

対象経費

- ・機械装置の導入又はシステム構築
 - ・設備機器等の購入
 - ・業務プロセス・業務環境を改善するためのソフトウェアの開発、導入等
 - ・電子商取引の導入
 - ・導入コンサルティング等の経費
- ※いずれも、原則、市内に本社又は事務所を有する事業者との取引に限る。一部例外有。

補助金額

対象経費の **1/2**

(上限額)	5人以下	100万円
市内事業所の従業員数に	6～10人	200万円
応じて	11～15人	300万円
	16～20人	400万円
	21人以上	500万円

申請から交付までの流れ

企業

市役所

① 申請書の提出

- 交付申請書
- 事業計画書
- 経費明細書及び見積書
- 理由書
- 役員名簿
- 誓約書
- 登記事項証明書の写し又はこれに類する書類
- 市税完納証明書
- 従業員数を証明する書類

審査・交付決定

デジタル化事業実施

② 実績報告書提出

- 実績報告書
- 経費明細書
- 経費の支払いを証明する書類
- 設備機器等導入状況が確認できる写真等

額の確定

③ 補助金請求書提出

- 補助金請求書

補助金交付

様式のダウンロードは
豊田市HPから



2021年度 豊田市デジタル化支援補助金

豊田市役所 産業部 産業労働課 (豊田市西町3丁目60番地)

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317 E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp

とよた産業ナビHP (<http://sangyounavi.toyota.aichi.jp>)

とよた産業ナビ

とよた産業ナビ
豊田市 企業・事業者支援